

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-介護分野の基準について-

平成31年3月
法務省・厚生労働省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表
令和元年5月10日一部改正
令和元年11月29日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年2月19日一部改正
令和4年8月30日一部改正
令和6年2月15日一部改正
令和7年4月21日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、介護分野についても「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、介護分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の

分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成31年厚生労働省告示第66号。以下「告示」という。）において、介護分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）1号特定技能外国人が従事する業務 身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）とする。	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 介護分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、上記第1の試験合格等により確認された技能を要する身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）の業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等）に付随的に従事することは差し支えない。 また、1号特定技能外国人の就業場所は、技能実習同様、「介護」業務の実施が一

一般的に想定される範囲、具体的には、介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認められるもののうち、厚生労働省が別途定めるものとする。

- 介護分野において受け入れる 1 号特定技能外国人は、特定技能基準省令第 1 条第 1 項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」で定められた業務であって本要領別表に記載された試験の合格、又は、介護福祉士養成施設修了により確認された技能を要する本要領別表に記載された身体介護等の業務に主として従事しなければなりません。
- 当該業務については、『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」(平成 29 年 9 月 29 日 社援発 0929 第 4 号、老発 0929 第 2 号)(別紙 1)に示すものにおける「介護等の業務」を確認してください。
- なお、身体介護等の業務とは、利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつ、整容・衣服着脱、移動の介助等をいいます。
- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充や管理が想定されます(注)。
(注) 専ら関連業務に従事することは認められません。

【確認対象の書類】

- 介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第 1 - 1 号)

第 2 特定技能外国人が有すべき技能水準

【関係規定】

上陸基準省令(特定技能 1 号)

申請人に係る特定技能雇用契約が法第 2 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第 3 項及び第 4 項の規定に適合すること並びに申請人に係る 1 号特定技能外国人支援計画が同条第 6 項及び第 7 項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習

の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験等に合格等した者又は介護分野の第2号技能実習を修了した者とする。

（1）技能水準（試験区分）

ア 「介護技能評価試験」

イ アに掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの

（2）日本語能力水準

ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」に加え、「介護日本語評価試験」

イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）

（2）「介護福祉士養成施設修了」（運用方針3（1）イ関係）

（技能水準）

介護福祉士養成課程は、介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、介護ニーズの多様化等に対応できる介護福祉士の養成を図るものであり、介護福祉士養成課程の修了者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められることから、運用方針3（1）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと評価する。

（3）「EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了（4年間）」（運用方針3（1）イ関係）

(技能水準)

E P A介護福祉士候補者としての研修は、厚生労働省の定める受入れの実施に関する指針（厚生労働省告示）に基づき、介護福祉士養成施設の実習施設と同等の体制が整備されている等の要件を満たした介護施設等において、研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習や日本語学習の支援等を行う研修支援者が配置された上で、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な内容の研修を実施するための介護研修計画が作成され、これに基づき受け入れること等が求められるものであり、当該施設において4年間にわたりE P A介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められることから、運用方針3（1）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと評価する。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

(4)「介護福祉士養成施設修了」（運用方針3（2）イ関係）

(日本語能力水準)

介護福祉士養成施設については、留学に当たり、日本語教育機関で6か月以上の日本語の教育を受けたこと等が求められることに加え、入学後の2年以上の養成課程において450時間の介護実習のカリキュラムの修了が求められること等から、当該介護福祉士養成施設を修了した者は、運用方針3（2）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものとし、上記（1）又は（2）及び（3）の試験（※）を免除する。

（※）「国際交流基金日本語基礎テスト」、「日本語能力試験（N4以上）」及び「介護日本語評価試験」

(5)「E P A介護福祉士候補者としての在留期間満了（4年間）」（運用方針3（2）イ関係）

(日本語能力水準)

E P A介護福祉士候補者は入国・就労に当たり一定の日本語能力を備えていること及び訪日後日本語研修等の修了が求められること等に加え、E P A介護福祉士候補者としての研修は、厚生労働省の定める受入れの実施に関する指針（厚生労働省告示）に基づき、介護福祉士養成施設と同等の体制が整備されている等の要件を満たした介護施設等において、研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習や日本語学習の支援等を行う研修支援者が配置された上で、日本語で実施される介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な内容の研修を実施するための介護研修計画が作成され、これに基づき受け入れること等が求められるものであり、当該施設において4年間にわたりE P A介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者は、運用方針3（2）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと認められることから、上記（1）又は（2）及び（3）の試験を免

除する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「介護職種・介護作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できるレベルとされる点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、介護業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、加えて、介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程度の水準の日本語能力も有すると評価し、上記第1の1の試験等及び上記第1の2(3)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として介護分野の業務に従事する場合には、本要領別表に定める技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。
- また、介護職種・介護作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- 介護職種・介護作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されますが、介護日本語評価試験は免除されないことに留意願います。
- なお、介護分野においては、熟練した技能を有する外国人材は、介護福祉士資格を有する者として、在留資格「介護」での在留が可能であるため、特定技能2号での受入れは行いません。

【確認対象の書類】

<試験合格者の場合>

- 介護技能評価試験の合格証明書の写し
 - 介護日本語評価試験の合格証明書の写し
 - 次のいずれか
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
- *ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験

(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

<試験合格と同等以上の水準と認められるものの場合>

- 介護福祉士養成施設修了の場合
 - ・ 介護福祉士養成施設の卒業証明書の写し
- E P A介護福祉士候補者としての在留期間満了(4年間)の場合
 - ・ 直近の介護福祉士国家試験の結果通知書の写し

<介護職種・介護作業の技能実習2号修了者の場合>

- 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合
 - ・ 介護技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し
- 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合
 - ・ 技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2号)

*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節(3)技能水準に関するもの」を御参照ください。【留意事項】

- 4年間にわたりE P A介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したとして技能試験の合格等の免除の対象となる場合には、E P A介護福祉士候補者としての就労・研修を3年10か月以上修了した後、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書を提出し、合格基準点の5割以上の得点であること及びすべての試験科目群で得点があることについての確認が必要です。
- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の介護技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 介護技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

介護分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下この条において「一号特定技能外国人」という。）を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させない場合には、第二号を除く。）のいずれにも該当することとする。

- 一 一号特定技能外国人を受け入れる事業所が、介護等の業務を行うものであること。
- 二 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合にあつては、実務経験等を有する一号特定技能外国人のみを当該業務に従事させ、かつ、一号特定技能外国人を当該業務に従事させること等について事業所が利用者等に対する説明を行うことのほか、次に掲げる事項を遵守することとしていること。
- イ 一号特定技能外国人に対し、利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の基本事項、生活支援技術、利用者等とのコミュニケーション並びに日本の生活様式その他当該業務に必要な知識及び技能を習得させる講習を行うこと。
- ロ 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する際、従事し始めた時から当該一号特定技能外国人が当該サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、当該サービスの提供に係る責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。
- ハ 一号特定技能外国人が従事する利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の内容等に関して、当該一号特定技能外国人に対して丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、従事させる業務の具体的な内容、当該一号特定技能

外国人の将来におけるキャリアの目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成すること。

ニ 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において受けるハラスメント等を防止するため、当該ハラスメントに関する相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずること。

ホ 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他の必要な環境整備を行うこと。

三 一号特定技能外国人を受け入れる事業所において、一号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の介護の在留資格、5の表の特定活動の在留資格（経済連携協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士として従事する活動を指定されたものに限る。）又は別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を含む。）の常勤の介護職員の総数を超えないこと。

四 厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。

五 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

六 協議会に対し、必要な協力を行うこと。

七 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、介護分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 介護分野の1号特定技能外国人を受け入れる事業所は、介護福祉士国家試験の受験資格の認定において実務経験として認められる介護等の業務に従事させることができる事業所でなければなりません。

【1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる場合の事業者要件】

- 1号特定技能外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務（以下「訪問系サービス」という。）に従事させる場合にあっては、特定技能協議会（以下「協議会」という。）において、以下の要件に適合していることを確認した上で、遵守事項等の適合の有無（新たに事業者が協議会に加

入する場合は、あわせて協議会への加入の可否）を判断します（加入後に訪問系サービスに従事させる場合でも、同様に適合の有無を判断します。）。

- 具体的な要件としては、まず、次に掲げる事項を遵守することとしていることが必要です。なお、1号特定技能外国人が訪問系サービスに従事するに当たっては、日本人職員と同様に、介護職員初任者研修課程等の修了が必要です。

- ① 事業所が行う1号特定技能外国人への講習については、訪問系サービスの基本事項、生活支援技術、利用者、家族や近隣とのコミュニケーション（傾聴、受容、共感などのコミュニケーションスキルを含む）、日本の生活様式、緊急時を想定した内容等を含むものとする。
- ② 事業所は、当該1号特定技能外国人が訪問系サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、サービス提供責任者等が同行するなどにより必要なOJTを行うこと。回数や期間については、利用者や1号特定技能外国人の個々の状況により、事業所により適切に判断すること。
- ③ 事業所は1号特定技能外国人が訪問系サービスを実施する際、当該1号特定技能外国人に対して業務内容や注意事項等について丁寧に説明を行い、その意向等を確認しつつ、当該1号特定技能外国人のキャリアパスの構築に向けて、従事させる業務の具体的な内容、当該1号特定技能外国人の将来におけるキャリアアップ目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成し、巡回訪問等実施機関へ提出すること。
- ④ ハラスメント対策の観点から、事業所内において、以下に掲げる対応を行うこと。
 - ・ ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有、管理者等の役割の明確化、ハラスメントが発生した場合の対処方法等のルール作成・共有、利用者やその家族等に対する周知
 - ・ ハラスメントが実際に起こった場合の対応として、当該ルールの実行、技能実習生が相談できる窓口の設置やその周知
- ⑤ 1号特定技能外国人の負担軽減や訪問先での不測の事態に適切に対応できるようにする観点から、
 - ・ 緊急時の連絡先や対応フローなどをまとめたマニュアルの作成
 - ・ ①で記載した緊急時を想定した研修の実施
 - ・ 緊急時に他の職員が駆けつけられる体制の確保
 - ・ サービス提供記録や申し送りについて職員全員で情報共有する仕組みの整備
 を行うこと。その際、コミュニケーションアプリの導入や日常生活や介護

現場での困りごと等が相談できるような体制整備など、ＩＣＴの活用等も含めた環境整備を行うこと。

○ また、１号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる事業所においては、上記の遵守事項に加え、以下の事項についての対応が必要です。

① 提供するサービスの質の担保の観点等から、１号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させるに当たっては、介護事業所等での実務経験が１年以上ある１号特定技能外国人（※）のみに従事させること。

② １号特定技能外国人が利用者の居宅に訪問して介護業務を行う可能性がある場合には、当該利用者やその家族に対し、以下の事項について書面を交付して説明し、当該利用者又はその家族に当該書面への署名を求めること。

- ・ １号特定技能外国人が訪問する場合があること
- ・ 訪問する１号特定技能外国人の実務経験等についての内容
- ・ ＩＣＴ機器を使用しながら業務を行う場合があること
- ・ １号特定技能外国人の業務従事に当たって不安なことがある場合に利用者又は家族から連絡するための事業所連絡先

（※）受入れ事業所の判断で、例外的に、実務経験が１年に満たない外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる際には、

- ・ 日本語能力試験Ｎ２相当など、在留資格に応じて求められている日本語能力よりも高いレベルの能力を有する場合に限定すること

かつ、

- ・ 同行訪問については、利用者ごとに行うこととし、週１回のサービス提供の場合（注）には、

＊ 同行訪問を半年行う

＊ ただし、利用者・家族の同意が得られる場合には、同行訪問を３か月行った上で、サービス提供時に見守りカメラを活用するなどＩＣＴを用いて常に事業所とやりとりができるようにすることで対応することも可能とする

といった措置を受入れ事業所に求めることとします。

（注）同行訪問について、利用者に対して、週２回のサービス提供の場合は３か月、週３回以上の場合は、２か月行うこととします。利用者・家族との信頼醸成や利用者特性に応じたサービス提供を行うために、２か月以上の同行訪問を求めることとし、それ以上の同行訪問期間の短縮は認めません。また、同行訪問については、上記を満たした上で、事業所が遵守すべき事項（同行訪問等によるＯＪＴの実施）や配慮事項（１号特定技能外国人の実務経験や能力等に応じてＯＪＴの期間を通常より長くすること）を踏まえて、利用者の

状況等を勘案しつつ、1号特定技能外国人が訪問系サービスの提供を一人で適切に行うことができるようにするため利用者ごとに必要な期間について行うよう、受入れ事業所において適切に判断することが必要です。

- 1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる事業所における遵守事項等は、地方出入国在留管理局への申請時ではなく、巡回訪問等実施機関において訪問系サービスに従事させる前に確認を行うとともに、遵守状況について巡回訪問等を通じて確認することとなっています。そのため、事業所においては、巡回訪問等実施機関に対し、遵守事項等を満たしていることが分かる書類や巡回訪問実施前の事前質問票の提出等、必要な協力を行うことが求められます。
- なお、1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる際の事業所の遵守事項等に関する具体例については、「外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について」(令和7年3月31日付け社援発0331第40号、老発0331第12号)及びそのQ & Aに記載されておりますので、ご参照下さい。
- 1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる事業所における遵守事項等についての問合せ先は次のとおりです。
 - ・ 公益社団法人 国際厚生事業団 内
介護分野における特定技能協議会事務局
「訪問系サービス 巡回訪問等実施機関」
URL: https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=19910
 - ・ 厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室
E-mail: gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp

【事業所ごとの人数枠に係る要件】

- 1号特定技能外国人の人数枠は、事業所単位で、日本人等の常勤の介護職員の総数を超えないこととされています。日本人「等」については、告示にあるとおり、次に掲げる外国人材が含まれます。
 - ① 介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士
 - ② 在留資格「介護」により在留する者
 - ③ 永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者
- このため、日本人「等」の中には、技能実習生、EPA介護福祉士候補者、留学生は含まれません。
- また、1号特定技能外国人の人数枠の算定基準に含まれる介護職員とは、「介護等を主たる業務として行う常勤職員」を指します。このため、例えば、

介護施設の事務職員や就労支援を行う職員、看護業務を行う看護師及び准看護師はこれに含まれません。

一方、医療機関において、看護師や准看護師の指導の下に療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）等を行う診療報酬上の看護補助者や、当該看護補助者の指導を同一病棟で行っている看護師及び准看護師は、算定基準に含まれます。

【協議会への加入等に係る要件】

- 介護分野の１号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該１号特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わないなどした場合には、基準を満たさないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- なお、介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会についての問合せ先は次のとおりです。

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

E-mail : gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp

【確認対象の書類】

- 介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１－１号）
- 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書（分野参考様式第１－２号）
- 介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書

【留意事項】

- 令和６年６月１５日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて１号特定技能外国人を受け入れる場合であっても、介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。
 - １号特定技能外国人の受入れ後に当該１号特定技能外国人が業務に従事する事業所に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては、次の書類を添付してください。届出の詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第７章第１節第１」を御参照ください。
- ・ 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書（分野参考様式第１－２号）

第4 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

介護分野における出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）に係る特定技能雇用契約（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約をいう。次条において同じ。）において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、介護分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。
- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

○ 介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 1 － 1 号）

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号					特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
【特定技能1号】 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	国際交流基金 日本語基礎テスト	介護	介護	
			日本語能力試験 (N4以上)			
	介護福祉士養成施設修了	免除	免除			

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。